

平田地区自治会連合会会則

昭和38年4月 1日制定

令和元年11月12日現在

第一章 総 則

第1条 本会は、平田地区自治会連合会と称する。

第2条 本会の事務局を岩国市平田出張所に置く。

第3条 本会は、平田地区内（平田出張所管内）の自治会長（以下「自治会長」という。）をもって組織する。

第二章 目 的

第4条 本会は、平田地区内自治会の健全なる運営を促進し、併せて地域全体における問題を研究討議し、健康で明るい環境をつくり、地域住民の福祉の向上をはかることを目的とする。

第5条 第4条の目的達成のため、次のことを行う。

- (1) 健全な自治活動の推進、自治会相互の親睦及び相互啓発向上に関すること。
- (2) 岩国市並びに関係官庁及び諸団体との相互理解と協力のため、連絡を密にする。
- (3) 平田地区自主防災組織に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項

第三章 役職員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
事務局長	1名
会 計	1名
監 査	2名
幹 事	5名

第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、自治会長集会の承認を得て、会長が委嘱する。

第8条 会長、副会長及び監査は、自治会長集会において自治会長のなかから選出する。

2 事務局長及び会計は、会長が推薦し、自治会長集会において承認を得る。

3 幹事は、地域を考慮し、会長が推薦し、自治会長集会において承認を得る。

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

第10条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 監査は、業務を監査し、会に報告する。ただし、他の役員を兼ねることはできない。

4 事務局長及び会計は、会長の指示を受け、事務を執行する。

5 幹事は、会長の求めに応じ、重要案件について協議する。

6 顧問は、必要に応じて会務に参画し、意見をのべることができる。

第11条 本会の会議は、自治会長集会和役員会とし、会長が招集し、その議長は会長が指名をする。

2 自治会長集会は、定例会と臨時会とする。

(1) 定例会は、毎月12日に開会する。ただし12日が土曜日、日曜日及び祝日にあたるときは、その都度協議決定する。

(2) 臨時会は、必要に応じて会長が招集する。

3 自治会長集会は、次の事項を審議する。

- (1) 平田地区内の状況を把握するため、各自治会における問題事項の情報の交換、連絡協議をすること。
- (2) 会則の改正に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他本会の運営に必要な事項及び第5条の事業の推進に関すること。

4 役員会は、必要に応じて会長が招集し、つぎの事項を審議する。

- (1) 緊急事項
- (2) その他必要事項

5 会議は、自治会長の3分の2以上の出席で成立し、決議を要するものについては、出席者の過半数以上で決定し、賛否同数のときは会長の決するところによる。

第五章 会計

第12条 本会の経費は、報償金並びにその他の収入をもって充てる。

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第六章 弔慰金

第14条 自治会長が病気又は不慮の事故等により死亡したときは、弔慰金として5,000円を支給する。なお、返礼は受けないものとする。

第七章 平田地区社会福祉協議会理事

第15条 自治会長は平田地区社会福祉協議会の理事とする。

附 則

この会則は、昭和38年4月1日から施行する。

この会則は、昭和41年4月10日改正し、同日から施行する。

この会則は、昭和44年4月10日改正し、同日から施行する。

この会則は、昭和54年6月15日改正し、同日から施行する。

この会則は、平成2年4月16日改正し、同日から施行する。

この会則は、平成7年4月3日改正し、同日から施行する。

この会則は、平成9年5月15日改正し、同日から施行する。

この会則は、平成11年4月1日改正し、同日から施行する。

この会則は、平成13年4月1日改正し、同日から施行する。

この会則は、平成18年4月1日改正し、同日から施行する。

この会則は、平成20年3月12日改正し、同日から施行する。

この会則は、平成21年4月10日改正し、同日から施行する。

この会則は、平成23年1月12日改正し、平成23年4月1日から施行する。

*平成30年10月12日定例会に於いて、廿日相撲会計を自治会会計に組み入れる。
平成31年度より、自治会会費を100円から150円とする。資源ごみ1割を自治会会計に組み入れる。

*令和元年11月定例会に於いて、令和2年度より定例会を4月、5月、7月、9月、11月、1月、3月 年7回とする。